

東郷町公共施設等総合管理計画(改訂) 概要版

公共施設等総合管理計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

本町の状況や公共施設等を取り巻く現状、課題などを踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性を定めた「東郷町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

計画策定後、個別施設計画の策定が進んでいること、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 総務省」が平成30年2月に改訂されたことにより、公共施設等総合管理計画の不断の見直し・充実等が求められていることから、本計画の見直しを行うこととしました。

2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、市町村の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当します。

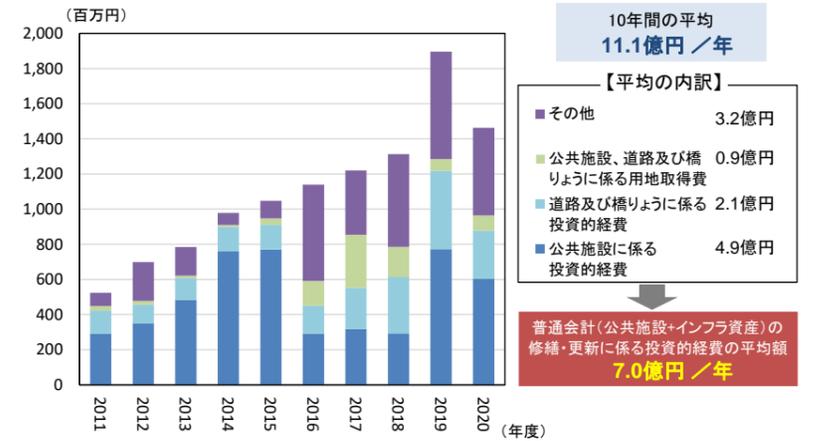
3 計画期間

平成29(2017)年度～令和38(2056)年度(40年間)

公共施設等の中長期的な経費の見込

普通会計決算の投資的経費の内訳より、公共施設に係る投資的経費の10年間の平均額は4.9億円、道路及び橋りょうに係る投資的経費の10年間の平均額は2.1億円であり、公共施設・インフラ資産の修繕・更新に充当される投資的経費の10年間の平均額は7.0億円となります。

下水道に係る投資的経費は、年度による変動があり、10年間の平均額は1.4億円となります。



公共施設等の現況

1 公共施設

対象施設は67施設156棟で、延床面積は約11.0万㎡となっており、住民1人当たりの延床面積は2.52㎡となっています。建築年度による公共施設の延床面積から、多くの施設は、1970～80年代に建築されています。また、学校については、1980年代までに建築された建物が大半を占め、老朽化が進行している現状がうかがえます。

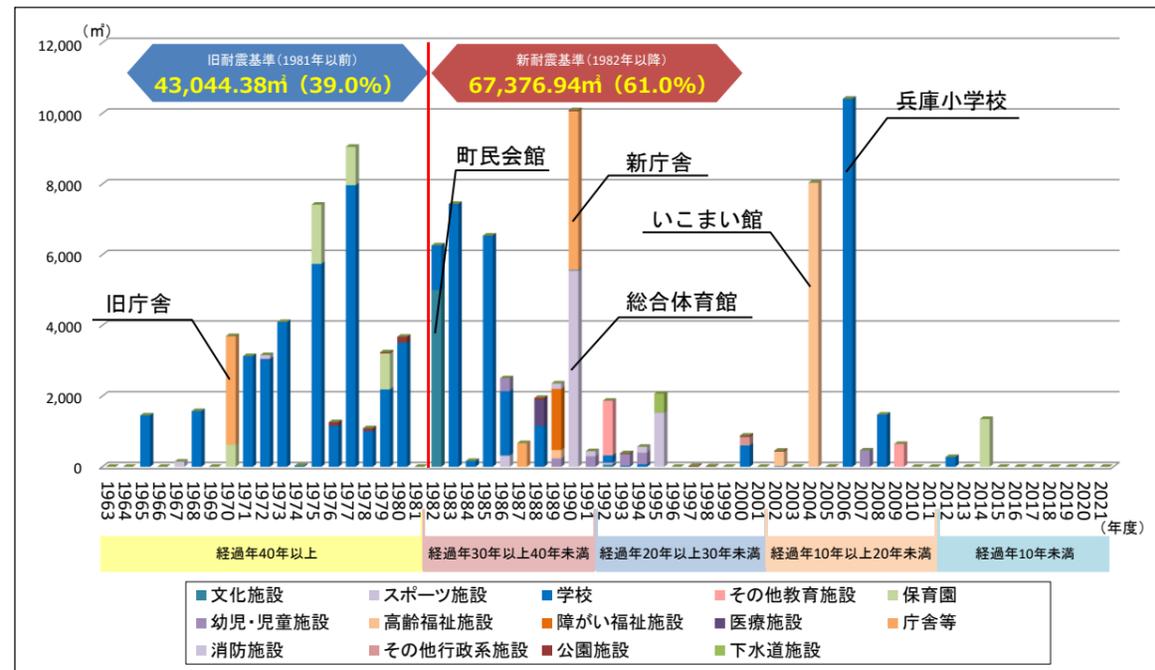


図 建築年度別延床面積

2 インフラ資産

□道	路	1,322,945㎡	□橋りょう	7,239.2㎡
□下水道		157,864m	□公園	239,871㎡
□河川		12,879m	□調整池	1,733㎡
□防火水槽		126基	□防災無線施設	39基

公共施設等の長寿命化の効果と今後の課題

1 公共施設・インフラ資産(下水道施設を除く)

公共施設等における計画期間(40年間)で必要となる修繕・更新費用は、事後保全型の試算結果では714.5億円となり、計画の進行を加味した将来必要となる1年当たりのコストは約19.2億円(36年間)となりました。また、長寿命化を実施した、予防保全型の試算結果は435.0億円となり、1年当たりのコストは約11.4億円となりました。長寿命化を実施した場合、36年間で1年当たり約7.8億円の縮減効果が見込まれます。

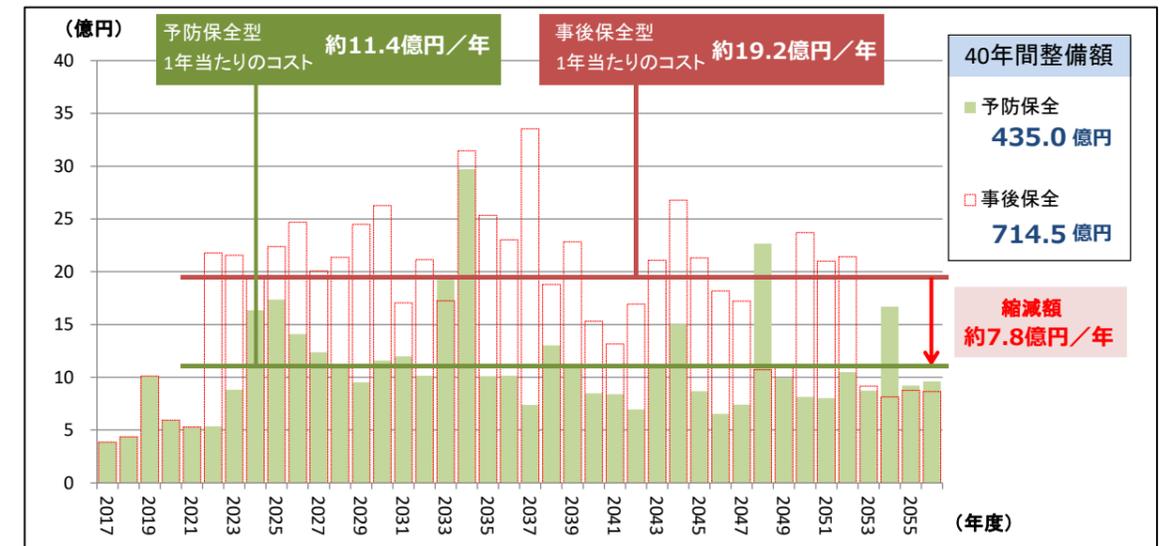


図 公共施設・インフラ資産の長寿命化の効果

2 公共施設等の今後の課題

公共施設・インフラ資産においては、今後、少子高齢化の進行や人口減少が見込まれる中、財政負担を軽減しながら社会情勢や施設の利用状況の変化に応じた、公共施設等のマネジメントを行っていく必要があります。

下水道施設においては、今後もコスト縮減を意識しながら、同水準の費用をかけて維持・更新することが必要と考えられます。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下のように定め、将来のまちづくりに向け、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

① 公共施設等の長寿命化の推進

- ・不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の管理ではなく、損傷が軽微な段階で計画的に修繕を実施し、施設の長寿命化を図る「予防保全型」の管理方法とすることで、ライフサイクルコストの削減を図り、財政負担の削減に取り組みます。
- ・施設の状態や対策履歴等の情報を一元的に管理し、次回の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

② 公共施設等の安全・安心の確保

- ・町民が安全・安心に公共施設等を利用できるよう施設ごとに適切な日常点検を実施し、施設の安全性の確保に努めます。
- ・災害時には避難ルートや避難所としての機能、対策・指令の拠点としての機能を果たすことが求められます。災害時に必要な機能を確保するために、耐震診断や定期点検等の調査を実施し、防災・減災のための対策等に取組むとともに、設備面での対策も進めていきます。

③ 施設保有量の最適化

- ・今後も持続可能な公共サービスを提供していくために、人口動態や住民ニーズの変化、社会情勢の変化や財政状況の推移等を踏まえ、公共施設の適正保有量を検討したうえで、必要に応じて総量の抑制の検討を行います。
- ・新たな公共サービスの提供に伴い公共施設等が必要となる場合は、まず、既存施設の有効活用や用途変更による転用の可能性を検討します。また、公共施設等の更新や大規模改修の際には、現在の規模や機能のまま更新するのではなく、適正規模の検討や複合化、多機能化等の手法を検討します。

④ 適切な維持管理の推進と財源確保

- ・限られた財源の中で、老朽化した施設の維持管理・更新や耐震化を行う際には、町民が安心して施設を利用できるよう、施設重要度や施設劣化度、提供するサービスの質や需要等を踏まえた各施設の「個別施設計画」等に基づき進めていきます。
- ・多種多様な全ての公共施設を町単独で維持することは困難な状況です。そこで PPP/PFI 等による民間事業者の資金やノウハウの活用を検討していくとともに、近隣市との相互利用を進め、適切な役割分担による公共施設等の維持管理を推進します。
- ・将来にわたり公共施設等を適切に管理するための財源として、補助金や地方債、公共施設整備基金の活用を進めていきます。

2 管理に関する基本的な考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を以下の項目で整理しました。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 点検・診断等の実施方針 | (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 |
| (3) 安全確保の実施方針 | (4) 耐震化の実施方針 |
| (5) 長寿命化の推進方針 | (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針 |
| (7) 環境に配慮した施設整備の推進方針 | (8) 統合や廃止の推進方針 |
| (9) 総合的かつ計画的な管理の実施体制 | |

施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設とインフラ資産について、施設分類ごとの管理に関する基本的な方針を以下の項目で整理しました。

□公共施設	・文化系施設 ・学校教育系施設 ・保健・福祉施設 ・行政系施設	・スポーツ・レクレーション系施設 ・子育て支援施設 ・医療施設 ・公園施設
□インフラ資産	・道路 ・下水道 ・河川 ・下水道施設	・橋りょう ・公園 ・その他インフラ資産

公共施設等マネジメントの推進体制

1 全庁的な取組体制と情報共有

当初計画策定後に組織した公共施設等維持管理推進庁内検討委員会において、全庁横断的に個別施設（長寿命化）計画と本計画の調整、修繕や更新に当たっての優先施設の調整及び進捗状況を共有するとともに継続的な本計画の推進と必要に応じた見直し等を行っていきます。

また、公共施設等の一元的管理に向けて、施設情報や維持管理・修繕履歴等の情報を集約したデータベースを構築するなど、公共施設等情報の一元管理を図ることを検討する必要があります。

公会計制度の導入により整備された固定資産台帳と公共施設等のデータベースで共通する情報を連携させることで効率的に一元的な情報管理を行っていきます。

2 進捗状況等のフォローアップの実施

本計画は、40年間の長期計画を策定しましたが、町民生活に真に必要な行政サービスをより効果的、効率的に提供するため、『Plan：計画→Do：実施→Check：評価→Action：改善』のPDCAサイクルによる計画の見直しと内容の充実を図ります。

今後は、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や検討状況についても、所管課へのヒアリング等により確認し、本計画の見直しや個別施設計画の見直しを推進していきます。

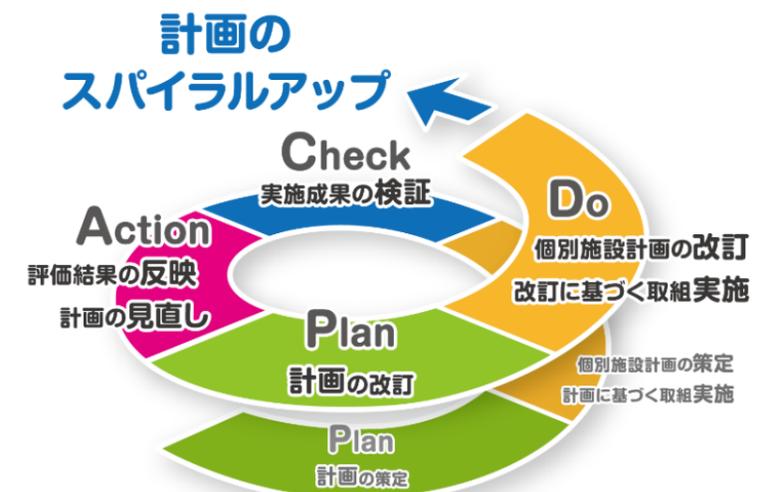


図 PDCAサイクルのイメージ